

## 登記事項証明書の交付を請求するには、どうしたらよいのですか。

登記事項証明書（登記記録に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面）を請求する場合には、請求対象の土地又は建物を管轄する登記所に、必要な事項を記載した請求書を提出してください。なお、請求対象の土地又は建物を管轄する登記所がコンピュータ化された登記所である場合は、登記情報交換制度を利用することにより、最寄りのコンピュータ化された登記所に請求することもできます（登記情報交換制度に関する説明は、項番8をご覧ください。）。

なお、請求書を提出する前に、以下の事項を確認してください。

### 1 管轄登記所の確認

登記事項証明書を請求する土地又は建物をどの登記所が管轄しているかについては、法務局ホームページ（<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/>）をご覧ください。

### 2 請求書の提出方法

登記事項証明書の請求書を提出するには、管轄登記所に直接持参する方法、管轄登記所がコンピュータ化された登記所である場合は、最寄りのコンピュータ化された登記所に持参する方法、請求書を管轄登記所に郵送する方法（郵送する場合には、返信用の切手を同封してください。）、があります。電話等で請求することはできません。

### 3 手数料について

登記事項証明書の手数料は、1通当たり1,000円です。料金は、請求書に**登記印紙**をはって納付してください（**収入印紙ではありません**ので、ご注意ください。）。

なお、登記事項証明書の1通の枚数が10枚を超える場合には、以後5枚ごとに200円加算されます。

請求書には、登記印紙をはる欄がありますので、そこに登記印紙をはって請求してください。現金を添えて請求することはできません。

登記印紙は、集配業務を行う郵便局等で販売していますが、登記所内で販売しているところもありますので、ご確認の上、ご利用ください。

### 4 地番について

登記記録上の土地・建物の地番・家屋番号は、いわゆる住居表示とは違いますが、請求する前に、登記記録上の地番・家屋番号を、登記済証（いわゆる権利証）により、あるいは、登記所に備え付けられた地図又は市区町村役場、住居表示地番

対照住宅地図（発行されていない地域もあります。）等により確認してください。  
なお、不動産番号がある場合において、請求書の地番の欄に不動産番号（13桁）を記載したときは、不動産の所在事項を省略することができます。

5 区分所有建物（マンションなど）の登記事項証明書を請求する場合について  
マンションなどの一室（専有部分といいます。）のみの登記事項証明書を請求する場合には、「マンション名」を記載してください。

6 共同担保目録が必要な場合  
共同抵当権等の他の担保物件が何かを知りたい場合は、「共同担保目録」欄に必要事項を記載してください。

7 インターネットを利用した登記事項証明書の請求について  
個別にオンライン庁として指定された登記所においては、手数料を納付して、登記事項証明書の送付をオンラインで請求することが可能になりました。オンラインで請求された登記事項証明書は、郵送により交付されます。なお、この方法による場合の請求の手数料（手数料は、原則として、一通当たり1,000円です。）には、郵送に要する費用も含まれていますので、手数料のほかに郵送料を納める必要はありません。詳しい手続は、法務省オンライン申請システムのホームページ（<http://shinsei.moj.go.jp/>）をご覧ください。

## 8 登記情報交換サービスについて

### (1) サービスの概要

登記事務をコンピュータで処理している登記所（以下「コンピュータ庁」といいます。）の間において、土地、建物、会社又は法人に関する登記事項証明書（コンピュータ化されていない庁の登記簿謄抄本に相当します。）の交付の請求を、相互にすることができます。

このサービスを利用すれば、最寄りの登記所で、その登記所の管轄外の登記事項証明書を受け取ることができます（例えば、大阪の土地の登記事項証明書を、東京の登記所で受け取ることができるようになります。）。

### (2) 提供される情報

不動産登記、商業・法人登記の登記事項の全部又は一部についての情報  
登記簿謄抄本と同じ事項です。

共同担保目録の事項を入れるか入れないかは、利用者が選択することができます。

### (3) 注意点

ア 登記事項証明書を請求しようとする土地・建物の所在（市町丁目番地）と地番・家屋番号（番）又は会社・法人の名称と本店所在地をあらかじめ

め調べておいてください。

なお、土地・建物の地番・家屋番号は、いわゆる住居表示と一致しないことが多いので、正しい地番・家屋番号を、登記済証（いわゆる権利証）、登記識別情報通知書や登記所備付けの地図又は市区町村役場等で確認してください。

イ このサービスは、当面、すべての登記所で行われるものではありません。どの登記所がサービスを提供しているかについては、法務局ホームページ（<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/>）をご覧ください。